

サービス利用までの流れ



認定結果が届いたら、**居宅介護支援事業者**（都道府県などの指定を受け、ケアマネジャーを配置しています。要介護認定申請の代行やケアプランの作成を依頼するときの窓口となり、サービス事業者と連絡・調整をします。）に**相談し、ケアプランを作成します。**

作成したケアプランに基づき介護サービスを受けられます。利用したいサービスによって相談先が異なります。

●ケアプランとは……

サービスの種類、利用回数などを盛り込んだ計画書です。

本人の心身の状態に合わせて作成します。

ケアプランの作成費用は、全額が保険給付されるため、**自己負担はありません。**

●ケアマネジャーとは……

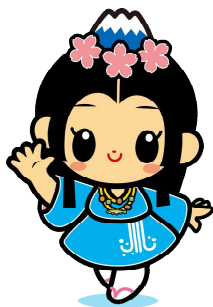
介護の知識を幅広く持った専門家で、介護サービスの利用にあたり以下のような役割を担っています。

※利用者や家族の相談に応じアドバイスします。

※利用者の希望に沿ったケアプランを作成します。

※サービス事業者との連絡や調整を行います。

※施設入所を希望する人に適切な施設を紹介します。



要介護 1～5 と認定された人

在宅でサービスを利用したい

施設に入所・入居してサービスを利用したい

居宅介護支援事業者へ相談
裏面一覧表を参照

(看護) 小規模多機能型居
宅介護を利用したい

利用を希望する事業所・施設へ申し込み

- ・面談
- ・サービス担当者との話し合い
- ・ケアプランの作成

- ・面談
- ・ケアプランの作成

ケアプラン作成に関する提出書を市へ提出

サービス提供事業者との契約後、介護保険のサービスの利用開始



© 富士宮市さくやちゃん